

！お子さんの世話で仕事を休まれた方！

学校の休校に伴い、お子さんの世話のため仕事を休まれた方、有給休暇がとれなかった場合等、国の支援金等が出ます。

※パート・アルバイトやフリーランスで仕事をする方も対象になります。



小学校休業等対応助成金・支援金

対象者 小学校等の臨時休校等のため仕事を休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない方

支給額 日額最大13,500円。(緊急事態宣言等対象区域は日額最大15,000円)
詳細はQRコードからご確認ください。下記の電話番号へ

相談窓口 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999
(受付時間：9:00～21:00※土日祝日含む)



ご注意ください※申請期限は最短で12月27日です！詳細はQRコードで確認を！

○パート・アルバイト等の方向け ○フリーランス等の方向け



←詳細はこちら→



○個人でも直接申請をすることができるようになりました。

※条件はお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

通常の休業はこちら！

対象者	勤め先の休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方
支給額	日額最大9,900円。 (緊急事態宣言等対象区域は日額最大11,000円)
相談窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (受付時間 月～金8:30～20:00/土日祝8:30～17:15)
	※ご注意ください！※ 申請期限は最短で令和3年12月末です！



※コールセンターの説明がわからない場合には、こちらにもご相談ください※

○休業・雇止めに関する相談、企業への助成金の活用の方針についての相談窓口
茨城労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナー

029-277-8295 (受付時間 月～金 8:30～17:15)

発行元：茨城県労働政策課（令和3年10月）